

今夏の参議院議員選挙から、  
**高知県**と**徳島県**がひとつの選挙区、  
「**参議院徳島県及び高知県選挙区**」  
となります。



自分の一票を大切に、選挙で投票を！

高知県選挙管理委員会・高知県明るい選挙推進協議会

# 選挙権年齢が18歳以上に

## 18歳・19歳をはじめとする、若者の力を 社会・政治が必要としています！

日本は少子高齢化・人口減少社会を迎えています。この状況において、日本の未来を作り担う存在である10代にもより政治に参画してもらいたいと考えています。また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持っていただき、主体的に政治に関わる若者が増えて欲しいと思います。

### 投票日の翌日が満18歳の誕生日である方まで投票できます

#### Ⅱインターネット選挙運動で できることⅡ

18歳以上(有権者)になれば選挙運動ができます。SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

自分で選挙運動メッセージ  
を掲示板・ブログなどに  
書き込む

選挙運動メッセージを  
SNSなどで広める  
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を  
動画サイトなどに投稿する

なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。  
また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。

#### Ⅱ進学や就職で引っ越ししたら、住民票を移しましょうⅡ

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。  
選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等においては引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。

#### Ⅱ今春、進学や就職で引っ越しをした方へⅡ

新住所地で選挙人名簿に登録されるためには、新住所地に転入届をした日から参議院議員選挙の公示日(選挙期日の少なくとも17日前)前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。今年の春に引っ越しをした場合、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、旧住所地の投票所・期日前投票所に行って投票することができます。ほか、旧住所地に行けない場合は、新住所地で不在者投票を行うことができます。

詳しくは、最寄りの選挙管理委員会へお問い合わせください。